

# 令和8年度 関市消費生活相談員の募集要項

関市消費生活相談室で相談業務等に従事していただく消費生活相談員を次のとおり募集します。その間に申込みいただいた方については公正な選考のうえ、合否を決定します。

## ○募集人数

1名

## ○勤務場所

関市消費生活相談室 関市若草通3丁目1番地 関市産業経済部商工課内

## ○職務内容

- (1) 市民の消費生活に係る相談の受付及び処理に関する事
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関する事
- (3) 消費生活に係る知識の普及及び啓発に関する事
- (4) その他消費生活の安定及び向上に関する事

## ○応募資格

- (1) 消費生活相談に関する知識と熱意があり、次のうちいずれかの資格を有する方
  - 消費生活相談員資格（国家資格）
  - 消費生活専門相談員（（独）国民生活センター）
  - 消費生活アドバイザー（（一財）日本産業協会）
  - 消費生活コンサルタント（（一財）日本消費者協会）
- (2) パソコンの基本操作ができる方

## ○勤務条件等

- (1) 勤務開始日 令和8年4月1日
- (2) 勤務日 月・火・木・金の週4日（祝日、年末年始を除く）  
午前9時～午後4時（昼食時休憩1時間）
- (3) 有給休暇 有り（6ヵ月継続勤務した場合）
- (4) 賃金 時間給 1,490円  
期末、勤勉手当（年2回支給）  
通勤手当（通勤距離が片道2km以上の場合に支給）
- (5) 社会保険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険へ加入します。

## ○申込方法

「令和8年度 関市会計年度任用職員申込書 兼 登録書」に必要事項を記入、顔写真（縦4～5センチメートル、横3～3.5センチメートル程度）を貼り、商工課へ提出してください。  
申込書の「保有資格等」欄に資格の名称等を記入の上、資格証の写しを添付してください。

## ○申込書の提出先

関市役所本庁 北庁舎2階 商工課  
501-3894 関市若草通3丁目1番地 TEL：0575-23-6753（直通）  
※郵送での申込みも可能です。上記の住所あてにお送りください。（2月20日必着）

## ○募集期間

令和8年1月26日（月）から2月20日（金）  
午前8時30分から午後5時15分まで

## ○その他

- ・選考を実施するため、申込みされた方全員が任用されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ・募集期間中に申込みいただいた方について、選考から漏れた場合でも、「令和8年度関市会計年度任用職員登録者」として登録し、今後の随時募集の際などに意向を確認させていただくことがあります。随時募集とは、新たに職員が必要となった場合などに行う募集です。
- ・市税等に未納のある方は、申込みできません。（「市税等」には、市税、国民健康保険税、上下水道使用料、保育料などが含まれます）

## ～申込みから任用までの流れ～

- (1) 申込者が「令和8年度 関市会計年度任用職員申込書兼登録書」を商工課へ提出します
- (2) 申込者へ連絡し、面接を行い、選考を実施します
- (3) すべての選考終了後、「合格または不合格決定通知」を申込者全員に送付します
- (4) 合格者に対しては、必要な任用手続きを経て、任用初日に任用通知書を発行します
- (5) 不合格者の申込書は「令和8年度関市会計年度任用職員登録者」として秘書課で保管し、随時募集の際にご連絡することがあります

※「随時募集」とは、一斉に募集する募集期間終了後に、人員配置の都合等により、各職場で追加で人員が必要となった場合に、随時行う募集です。

## ○お問合せ先

関市役所産業経済部商工課

TEL：0575-23-6753（直通）

E-mail : shoko@city.seki.lg.jp